日司連常発第 160 号 令和 6 年 (2024 年) 12 月 27 日

司法書士会会長 殿

日本司法書士会連合会 常務理事 猿 田 史 典

ローマ字氏名・旧氏併記に関する質疑事項集(第二版)について(お知らせとお願い)

令和6年4月9日付日司連常発第12号でお送りいたしました標記事項集の第二版(令和6年12月19日現在)について、法務省民事局民事第二課から提供を受けましたので、別添のとおりお知らせいたします。変更箇所は、下記のとおり問1-11の回答部分です。

本件の趣旨は、「司法書士が代理人として申請を行うときは引き続き、ローマ字氏名併記の申出の対応を行う」という内容ですので、貴会会員にご周知くださるようお願いいたします。

記

間 1-11 外国人が所有権の登記名義人となる登記申請がされたが、その申請情報において氏名にローマ字氏名が併記されていない場合はどうすればよいか。(ローマ字通達第 2 部第 2 の 1 関係)

第一版(令和6年3月28日現在)回答

ローマ字氏名は、外国人の氏名を補足する事項のため、登記申請に伴うローマ字氏名併 記の申出がないことをもって、登記申請自体を却下することはできない。

もっとも、ローマ字氏名は所有権の登記名義人の識別性を向上させる事項であり、規則 第 158 条の 31 第 1 項においても「申し出るものとする。」と規定されていることを踏ま え、次のような取扱いをすることが相当と考えられる。

- ① 登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出がされていない場合には、登記官は、登記申請人に対して申出をするよう促す(所有権の登記名義人となる者等以外の者が登記申請人となる場合であって、当該所有権の登記名義人となる者等が住民基本台帳に記録されていない外国人である場合を除く。)。
- ② ①の促しに応じない場合には、申請書の余白にその旨を記載した上で、登記を実行するものとする。

第二版(令和6年12月19日現在)回答

ローマ字氏名は、外国人の氏名を補足する事項のため、登記申請に伴うローマ字氏名併 記の申出がないことをもって、登記申請自体を却下することはできない。 もっとも、ローマ字氏名は所有権の登記名義人の識別性を向上させる事項であり、規則 第 158 条の 31 第 1 項においても「申し出るものとする。」と規定されていることを踏ま え、次のような取扱いをすることが相当と考えられる。

- ① 登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出がされていない場合には、登記官は、登記申請人に対して申出をするよう促す(⑦所有権の登記名義人となる者等が通称名を氏名として登記申請をしている場合、①所有権の登記名義人となる者等が住民基本台帳に記録されているが外国人住民票にローマ字氏名の記載がない者である場合及び⑰所有権の登記名義人となる者等以外の者が登記申請人となる場合であって、当該所有権の登記名義人となる者等が住民基本台帳に記録されていない外国人である場合を除く。)。
- ② ①⑦の場合、登記官は、登記申請人に対して申出をするかどうかを確認する。
- ③ ①の促しに応じない場合又は②により申出をしないことが確認された場合には、申請書の余白にその旨を記載した上で、登記を実行するものとする。

〔本件文書担当部署〕 日本司法書士会連合会 事務局事業部企画第一課 ローマ字氏名・旧氏併記に関する質疑事項集

(凡例)

法 : 不動產登記法 (平成16年法律第123号)

令 : 不動産登記令(平成16年政令第379号)

規則:不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)

準 則:不動産登記事務取扱手続準則(平成17年2月25日付け法務省民二第456号民事局長 通達)

ローマ字通達:民法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて (ローマ 字氏名併記関係) (令和6年3月22日付け法務省民二第552号民事局長通達)

旧氏通達:民法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて(旧氏併記関係)(令和6年3月27日付け法務省民二第553号民事局長通達)

※いずれも令和6年4月1日時点

第 1	ローマ字氏名併記関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P	1
1	通則	
2	登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出	
3	登記申請を伴わないローマ字氏名併記の申出	
4	相続人申告登記への準用	
5	その他	
第2	旧氏併記関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1	14
第 2 1	旧氏併記関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1 通則	14
		14
1	通則	14
1	通則 登記申請に伴う旧氏併記の申出	14
1 2 3	通則 登記申請に伴う旧氏併記の申出 登記申請を伴わない旧氏併記の申出	14

第1 ローマ字氏名併記関係

1 通則

問1-1 ローマ字氏名の併記が認められるのは、現在の所有権の登記名義人の氏名のみであり、表題部所有者、仮登記の登記名義人、抵当権の登記の債務者や所有権の登記名義人であった者は対象とはならないということでよいか。(ローマ字通達第2部第1の1(1)関係)

御理解のとおり。

問1-2 外国法人については、その名称をローマ字で表記したものを併記することはできないということでよいか。また、 今後、対応する予定はあるのか。(ローマ字通達第2部第 1の1(1)関係)

御理解のとおり、外国法人 の名称をローマ字で表記した ものを併記することはできな い。

なお、外国法人の取扱いについては、今後の検討課題とする予定である。

問1-3 漢字圏の外国人が所有権の登記名義人である場合の登記 記録上の氏名については、従前の取扱いと同様、日本語の 漢字表記により表示できる氏名とし、これにローマ字氏名 を併記することになるということでよいか。(ローマ字通 達第2部第1の1(1)関係) 御理解のとおり。

問1-4 漢字圏以外の外国人(漢字圏の外国人であって日本語の 漢字表記により表示できない者を含む。)が所有権の登記 名義人となる場合の登記記録上の氏名については、従前の 取扱いと同様、母国語による氏名の表音を片仮名で表記し たものを氏名とし、これにローマ字氏名を併記することに なるということでよいか。(ローマ字通達第2部第1の1 (1)関係) 御理解のとおり。

問1-5 通称名を氏名として記録する場合や既に通称名を氏名と して記録されている場合には、ローマ字氏名の併記をする ことができないということでよいか。(ローマ字通達第2 部第1の1(1)関係) 御理解のとおり。

問1-6 ローマ字氏名は、氏名の表音をローマ字で表示したものをいうこととされていることから、アルファベット以外の文字や記号を使用した表示は認められないということで良いか。(ローマ字通達第2部第1の1(2)関係)

問1-7 ローマ字氏名は、原則として全て大文字で表記するとさ れているが、ローマ字氏名を証する情報においてローマ字 氏名の全部又は一部が小文字で表記されている場合はどう すべきか。(ローマ字通達第2部第1の1(2)関係)

ローマ字氏名を証する情報 においてローマ字氏名の全部 又は一部が小文字で表記され ている場合であっても、登記 記録に記録するローマ字氏名 は、全部を大文字で表記した ものとする。

このため、申出があったロ ーマ字氏名の全部又は一部が 小文字で表記されている場合 であっても、補正を求めるこ となく、適宜、大文字に引き 直して登記記録に記録するこ ととなる。

なお、典型的なローマ字氏 名を証する情報である住民票 の写しや旅券においては、ロ ーマ字氏名は基本的に大文字 で表記されていると考えられ る。

登記記録に記録されていないミドルネームは、ローマ字 間1-8 氏名として併記することはできないということでよいか。 (ローマ字通達第2部第1の1(2)関係)

御理解のとおり、登記記録 に記録されていないミドルネ ームをローマ字氏名として併 記することはできない。

間1-9 本国名にローマ数字が含まれる場合には、ローマ数字を ローマ字の組合せで表記すればよいか。(ローマ字通達第 2部第1の1(2)関係)

御理解のとおり、登記記録 にローマ数字を日本語で表記 したものが記録されている場 合には、当該ローマ数字をロ ーマ字の組合せで表記したも のを併記して差し支えない。

2 登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出

(1) 申出をすべき場合

間1-10 氏名が新たに記録されない所有権の登記名義人の住所に ついての変更の登記又は更正の登記に際して登記申請に伴 うローマ字併記の申出をすることはできず、別途ローマ字 併記の申出をする必要があるということでよいか。(ロー マ字通達第2部第2の1関係)

御理解のとおり。

問1-11 外国人が所有権の登記名義人となる登記申請がされた が、その申請情報において氏名にローマ字氏名が併記され ていない場合はどうすればよいか。(ローマ字通達第2部 | 登記申請に伴うローマ字氏名

ローマ字氏名は、外国人の 氏名を補足する事項のため、

第2の1関係)

併記の申出がないことをもって、登記申請自体を却下する ことはできない。

もっとも、ローマ字氏名は 所有権の登記名義人の識別性 を向上させる事項であり、規 則第158条の31第1項に おいても「申し出るものとす る。」と規定されていること を踏まえ、次のような取扱い をすることが相当と考えられ る。

- ① 登記申請に伴うローマ字 氏名併記の申出がされてい ない場合には、登記官は、 登記申請人に対して申出を するよう促す(⑦所有権の 登記名義人となる者等が通 称名を氏名として登記申請 をしている場合、分所有権 の登記名義人となる者等が 住民基本台帳に記録されて いるが外国人住民票にロー マ字氏名の記載がない者で ある場合及びの所有権の登 記名義人となる者等以外の 者が登記申請人となる場合 であって、当該所有権の登 記名義人となる者等が住民 基本台帳に記録されていな い外国人である場合を除 < 。)。
- ② ①⑦の場合、登記官は、 登記申請人に対して申出を するかどうかを確認する。
- ③ ①の促しに応じない場合 又は②により申出をしない ことが確認された場合に は、申請書の余白にその旨 を記載した上で、登記を実 行するものとする。

問1-12 登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出については、登 記申請と独立して申出書が提出されるものではないため、 申出に係る特別の受付は行わないということでよいか。(ロ

ーマ字通達第2部第2の2関係)

問1-13 委任による代理人によって登記申請に伴うローマ字氏名 併記の申出をする場合の当該代理人の権限を証する情報に ついては、委任状において登記申請に係る委任がされてい れば足り、申出に係る独立した委任がされている必要はな いという認識でよいか。(ローマ字通達第2部第2の2関 係)

御理解のとおり。

2 登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出

(2) ローマ字氏名を証する情報

問1-14 住民基本台帳に記録されている外国人について、住所を 証する情報の提供に代えて住民票コードが提供された場合 (規則第36条第4項)、ローマ字氏名を証する情報とし ても住民票の写しを提供する必要はないという理解でよい か。(ローマ字通達第2部第2の3関係) ローマ字氏名を確認することができる場合には、御理解のとおり。

問1-15 登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出におけるローマ字氏名を証する情報について、外国居住者の住所証明情報と兼ねるケースが多いと考えられるところ、当該住所証明情報においては、公証人の認証書面と一体となった旅券の写しについては「原本と相違がない旨の記載」及び署名又は記名押印が不要とされている(令和5年12月15日付け法務省民二第1596号局長通達第1の(2)ア(ウ))が、本情報についても同様に取り扱って差し支えないか。(ローマ字通達第2部第2の3関係)

同様に取り扱って差し支えない。

問1-16 登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出におけるローマ字氏名を証する情報の考え方について教えてほしい。また、外国居住の外国人の住所を証する書面の見直しとの関係について教えてほしい。(ローマ字通達第2部第2の3関係)

1 ローマ字氏名を証する情 報について

登記申請に伴うローマ字氏 名併記の申出におけるローマ 字氏名を証する情報について は、住民基本台帳に記録され ている外国人が所有権の登記 名義人となる場合等には、外 国人住民票の写しにおいて当 該外国人のローマ字氏名が記 載されてローマ字氏名を証す をもってローマ字氏名を証す る書面とするのが相当であ る。

これに対し、住民基本台帳 に記録されていない外国人に ついては、当該外国人が旅券

登記申請に伴うローマ字併記申出における ローマ字氏名を証する情報整理メモ

ローマ子氏名を証りる情報登理人士					
区分		添付情報			
住民基	本台帳に	外国人住民票の写し			
登録が	ある場合				
住 民	旅券あ	ローマ字氏名が表記されたページ			
基本	り	が含まれている旅券の写しであって、			
台 帳		次の①から③までを満たすもの。			
に登		① 登記申請の受付の日において			
録が		有効な旅券の写し			
ない		② ローマ字氏名並びに有効期間			
場合		の記載及び写真の表示のあるペ			
		ージの写し			
		③ 当該旅券の写しに原本と相違			
		がない旨の記載及び署名又は記			
		名押印			
	旅券な	ローマ字氏名、当該ローマ字氏名			
	L	が当該外国人のものであることに相			
		違ない旨及び旅券を所持していない			

を所持している場合には、これに記載されたローマ字氏名が正確性の高いものと考えられることから、当該旅券の写しを添付させることとしている。

もっとも、その真正性を確保するため、次の(ア)から(ウ)までを満たすものに限定することとしている。

- (ア) 登記申請の受付の日に おいて有効な旅券の写し であること
- (イ) 当該外国人のローマ字 氏名並びに有効期間の記 載及び写真の表示のある ページの写しが含まれて いること。
- (ウ) 当該旅券の写しに原本 と相違がない旨の記載及 び当該外国人の署名又は 記名押印がされているこ と。

また、住民基本台帳に記録されていない外国人が旅券を 所持していないときは、当該 外国人のローマ字氏名、当該 内国人のローマ字氏名、当該 のであることに相違ない ものであることに相違ない旨 及び旅券を所持していない旨 が記載された当該外国人の作 成に係る上申書であって、当 該外国人の署名又は記名押印 がされているものを提出させ ることとしている。

なお、別途提供されている 住所証明情報により所有権の 登記名義人となる者等の実在 性は確認されていることか ら、登記申請を伴わないロー マ字氏名併記の申出とは異な り、その実在性を確認するた めの追加資料は求められてい ない。

※ローマ字氏名を証する情報

旨が記載された当該外国人の作成に 係る上申書であって、当該外国人の 署名又は記名押印がされているもの を整理したものは左表のとおり。

2 外国居住の外国人の住所を証する書面との関係

外国に住所を有する外国人 については、その住所証明情 報の見直しに伴い、①本国政 府の作成した住所を証する書 面又は②公証人の作成した書 面に旅券の写し等を添付した ものを提供することになる。 この①又は②により前記ロー マ字氏名を証する情報を兼ね ることができる場合には、当 該①又②の提供で足りるが、 例えば、前記①の書面がアル ファベット文字を使用しない ものであるとき(例えば、韓 国等の住民票)は、ローマ字 氏名を確認することができな いため、別途、ローマ字氏名 を証する情報の提供が必要と なる。

御理解のとおり。

問1-17 旅券を所持していない場合のローマ字氏名を証する上申 書については、以下のような内容があれば足りると考える が、よいか。

> ○ローマ字氏名 (アルファベット表記) に関する上申書の 例

> 「私、洪吉童の氏名の表音をローマ字表記した氏名はHO NG KILDONGに相違ない。」

※作成者の署名又は記名押印を要する。

※外国語により作成されている場合には、訳文の添付を要する。(ローマ字通達第2部第2の3関係)

問1-18 いわゆる特例方式を用いて添付情報を提供する場合において、オンライン申請の受付の日から二日を経過しても登記申請に係る添付情報とローマ字氏名を証する情報を記載した書面の双方が提出されない場合の取扱いはどうすべきか。(ローマ字通達第2部第2の3(2)関係)

登記申請の例(「不動産登記令の一部改正等に伴う登記事務の取扱いについて」(平成20年1月11日付け法務省民二第57号民事局長通達)第1の3(4)の例)による取扱いをすることとなる。

添付情報のみが送付され、ローマ字氏名を証する情報は送付がない場合等には、送付に 遺漏がないか申請人に確認することが望ましい。

2 登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出

(3) 却下等

問1-19 登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出に対する登記官 の応答(登記記録への記録又は申出の却下)に行政処分性 はないという理解でよいか。(ローマ字通達第2部第2の 4関係) 御理解のとおり。

なお、登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出に対する 却下は、申出に対する登記官 の応答の有無を明確化する趣 旨のものにすぎず、当該却下 に対して審査請求や取消訴訟 の提起をすることはできない と考えられる。そのため、別 記第1様式においては、準則 別記第42号の3様式と同様 に、不服申立てについての教 示は要しないものとしてい る。

問1-20 登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出に対する却下決定は、書面申請又は電子申請の別にかかわらず、書面を送付する方法で行うとの理解でよいか。(ローマ字通達第2部第2の4関係)

御理解のとおり。

問1-21 登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出のみに却下事由 があり、登記申請に却下事由が存しないときは、ローマ字 氏名を登記記録に記録することなく登記をするとの理解で よいか。(ローマ字通達第2部第2の4関係) 御理解のとおり。

問1-22 登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出に却下事由があるため申出人が申出の取下げ(申出の撤回)を希望する場合には、申請情報とされたローマ字氏名を削除する訂正を行えば足り、別途規則第39条第1項に規定された方法に準じて申出の取下げをすることまでは要しないと考えるが、よいか。(ローマ字通達第2部第2の4関係)

御理解のとおり。

問1-23 登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出のみに却下事由 があるため、申出人が当該申出のみを取り下げた場合には、 取下のみに関する添付情報(登記申請における添付情報と して援用されていないものに限る。)を還付するという理 いずれも御理解のとおり。

解でよいか。

ただし、偽造された書面その他の不正な申出のために用いられた疑いがある場合は除かれるとの理解でよいか。 (ローマ字通達第2部第2の4関係)

- 2 登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出
 - (4) 登記記録への記録方法等
- 問1-24 登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出に基づき登記記録にローマ字氏名が記録されたことについて、個別の登記完了証の作成の必要はないとの認識でよいか。また、登記申請に係る登記完了証に修正等を行ってローマ字氏名併記が完了したことを補足することは要しないとの理解でよいか。(ローマ字通達第2部第2の4関係)

いずれも御理解のとおり。

- 3 登記申請を伴わないローマ字氏名併記の申出
 - (1) 申出ができる場合
- 問1-25 登記申請を伴わないローマ字氏名併記の申出をすること ができるのは、現在の所有権の登記名義人に限られるとの 理解でよいか。(ローマ字通達第2部第3の1関係)

御理解のとおり。

問1-26 既に記録されているローマ字氏名に誤りがある場合において、これを更正する趣旨で正しいローマ字氏名の併記を申し出ることは、規則第158条の32第1項ただし書には抵触しないことから、同項の規定に基づき許容されるとの理解でよいか。(ローマ字通達第2部第3の1関係)

御理解のとおり。

問1-27 他人の依頼を受けて、業としてローマ字氏名併記申出の 手続を代理することができる者は、弁護士又は司法書士に 限られるという認識でよいか。(ローマ字通達第2部第3 の2関係) 御理解のとおり。

- 3 登記申請を伴わないローマ字氏名併記の申出
 - (2) ローマ字氏名併記申出情報
- 問1-28 ローマ字氏名併記の申出において、電子申出は電子署名 及び電子証明書の提供が、書面申出は押印が不要とされて いるが、司法書士が代理人として申出をする場合には、司 法書士法施行規則第28条第1項又は第2項に基づき、電 子申出においては司法書士の電子署名及び電子証明書が、 書面申出においては職印の押印が必要となるとの理解で良 いか。(ローマ字通達第2部第3の1関係)

御理解のとおり。

問1-29 登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出ができない登記

の申請と登記申請を伴わないローマ字氏名併記の申出とを 1件の申出書(又は申請書)で行うことは認められず、それぞれ別の申請書と申出書の作成及び提出を要するとの理解でよいか。(ローマ字通達第2部第3の4関係)

- 3 登記申請を伴わないローマ字氏名併記の申出
 - (3) ローマ字氏名併記申出添付情報
- 問1-30 委任による代理人によって登記申請を伴わないローマ字 氏名併記の申出をする場合における委任状には、申出に係 る具体的な委任がされている必要があり、単に登記申請に 係る委任がされているだけでは足りないものと考えるが、 その理解でよいか。(ローマ字通達第2部第3の5関係)

御理解のとおり。

問1-31 登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出に係るローマ字 氏名を証する情報と登記申請を伴わないローマ字氏名併記 の申出に係るローマ字氏名を証する情報との違いはどのよ うなものか。(ローマ字通達第2部第3の5関係)

登記申請に伴うローマ字氏 名併記の申出においては、登 記申請の添付情報である登記 原因証明情報及び住所証明情 報により登記権利者の実在性 及び同一性を確認することが できるのに対し、登記申請を 伴わないローマ字氏名併記の 申出においては、これらの情 報の提供は求められていない ため、「所有権の登記名義人 のローマ字氏名を証する…情 報」に該当するためには、申 出人と所有権の登記名義人と の同一性を証する情報の提供 も必要となる。

問1-32 登記申請を伴わないローマ字氏名併記の申出に係るローマ字氏名を証する情報とは、①登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出に係るローマ字氏名を証する情報に該当するとされたものに加え、②申出人と所有権の登記名義人が同一であることを証する情報とするとされているが、②については、具体的にどのようなものが考えられるのか。(ローマ字通達第2部第3の5関係)

同一性を証する書面の整理メモ

既登記名義人の分類	想定される同一性を証する書面
住民基本台帳に登録があ	外国人住民票の写し
る場合	
	※ローマ字氏名が記載されている住

登記申請を伴わないローマ字氏名を証する情報のうち、②申出人と所有権の登記名義人が同一であることを証する情報については、例えば、①に記載された氏名と同一が記載されたもの)が記載されたもの)が記載された外国人住民票の写して、の手では本国等政府の作成に係るとは本国等政府の作成に係る住所を証する公的書面(訳文付き)が想定される。また、所有権の登記をした際の登記記録に記

		民票のため、①と②を兼ねることと
		なる。
住民基本台帳に登	英語圏	(1) 本国等政府の作成に係る住所を 証する公的書面(訳文付き)等
録がない場合 (旅券を保有)		(2) (1)がない場合には、登記名義人と同一人であることを証する宣誓供述書(外国語で作成されている場合には、訳文付き。)等
		※(1)又は(2)の書面により所有権の 登記名義人と申出人との同一性を確 認する。
		※(1)又は(2)の書面には英語(ローマ字)で表記されている氏名が記載されていることが想定されるため、 当該書面に記載されている氏名等と 別途添付される旅券の写しの氏名等 を対照することが想定される。
住民基本台帳に登録がない	英語圏	(1) 本国等政府の作成に係る住所を 証する公的書面(訳文付き)等
場合 保有 しい い		(2) (1)がない場合には、登記名義人と同一人であることを証する宣誓供述書(外国語で作成されている場合には、訳文付き。)等
		※(1)又は(2)の書面により所有権の 登記名義人と申出人との同一性を確 認する。
		※(1)又は(2)の書面には英語(ローマ字)で表記されている氏名が記載されていることが想定されるため、 当該書面に記載されている氏名等と 別途添付されるローマ字氏名を証する上申書の氏名等を対照することが 想定される。
	英語以外	(1) 本国等政府の作成に係る住所を 証する公的書面(訳文付き)等

録されている登記名義人の住 所・氏名との同一性を確認で きるものが想定される。

なお、登記記録上の住所及 び氏名に変更があった場合に は、申出人の住所及び氏名と のつながりを証する情報も必 要となる。

この書面に記載されている 住所・氏名(訳文による片仮 名氏名を含む。)等から、別 途添付されている①ローマ字 氏名を証する情報が申出人に 係るものであるかとどうかも 併せて確認することとなる。

なお、整理したものは左表 のとおり。

(2) (1) がない場合には、登記名義人 と同一人であることを証する宣誓供 述書(外国語で作成されている場合 には、訳文付き。)等

※(1)又は(2)の書面により所有権の 登記名義人と申出人との同一性を確 認する。

※(1)又は(2)いずれの書面にも英語 (ローマ字) で表記されている氏名 等が想定されないため、訳文の氏名 等と別途添付されるローマ字氏名を 証する上申書の訳文の氏名等を対照 することが想定される。

登記申請を伴わないローマ字氏名併記の申出における申 間1-33 出人と所有権の登記名義人が同一であることを証する情報 として宣誓供述書を提出する場合には、以下の内容を含み、 作成者の記名又は押印がされたものである必要があると考 えるが、どうか。

○同一性を証する供述の例

「私は、○○市○○町○番の土地の所有権の登記名義人で ある何市何町何番地ジョン・スミスに相違ない。」

- ※ 外国語により作成されている場合には、訳文の添付 を要する。
- ※ 片仮名表記の氏名は、登記記録上の氏名と同一であ ることを確認できる場合に限る。

(ローマ字通達第2部第3の5関係)

問1-34 ローマ字氏名を表記した上申書に代えて、本国で作成さ れた出生証明書を使用しても差し支えないか。(ローマ字 通達第2部第3の5関係)

必要事項の記載があれば、 上申書に代わるものとして使 用することができるものと考 える。ただし、外国語により 作成されている場合には、訳

問1-35 住民基本台帳に記録されている外国人について、住民票 コードや出生の年月日等の提供によりローマ字氏名を証す る情報に代えることは認められるか。(ローマ字通達第2 部第3の5関係)

間1-36 ローマ字氏名併記の電子申出において、いわゆる別送方 二日を経過した場合の取扱

御理解のとおり。

文の添付を要する。 認められない。

式によりローマ字氏名併記申出添付書面を送付する場合にしいは、登記申請の例(「不動 おいて、ローマ字氏名併記の申出の受付の日から二日を経 過しても当該書面が送付されない場合の取扱いはどうすべ きか。(ローマ字通達第2部第3の5関係)

産登記令の一部改正等に伴う 登記事務の取扱いについて」 (平成20年1月11日付け 法務省民二第57号民事局長 通達) 第1の3(4)の例) に よる。

3 登記申請を伴わないローマ字氏名併記の申出

(4) ローマ字氏名併記申出書等の送付方法

問1-37 ローマ字氏名併記申出書又はローマ字氏名申出添付書面 が普通郵便で送付されたり、これらを入れた封筒の表面に ローマ字氏名併記申出書又はローマ字氏名申出添付書面が 在中する旨の明記がなかったとしても、登記の申請の場合 と同様、そのことをもって却下したり補正を求めたりする 必要はないとの理解でよいか。(ローマ字通達第2部第3 の10関係)

御理解のとおり。

- 3 登記申請を伴わないローマ字氏名併記の申出
 - (5) ローマ字氏名併記申出の取下げ
- 間1-38 ローマ字氏名併記の書面申出については、申請書への押 印は不要とされているため、取下げに当たっては、運転免 許証等の本人確認書面の提示を求めるなどして、取下書を 提出した者が申出人本人であることを確認する必要がある と考えるがどうか。また、取下書の提出は、郵送の方法に よることもできるものと考えるが、この場合には本人確認 書面の写しの添付を求めるのが相当と考えるがどうか。(ロ ーマ字通達第2部第3の17関係)

いずれも御理解のとおり。

- 3 登記申請を伴わないローマ字氏名併記の申出
 - (6) ローマ字氏名併記申出の完了通知
- 問1-39 ローマ字氏名併記の書面申出に係る完了通知について は、申出人の便宜のために通知するに過ぎないものである ことから、書面申出における通知事項を記載した書面につ いては地紋紙を用いず、登記官の押印を要しないものと考 えるがどうか。

なお、電子申出における通知事項については、システム 上の処理を考慮し、電子署名を付すこととして差し支えな いと考えるがどうか。

(ローマ字通達第2部第3の19関係)

4 相続人申告登記への準用

いずれも御理解のとおり。

問1-40 住民基本台帳に記録されている外国人について、相続人申告登記の申出に併せてローマ字氏名併記の申出をする場合に、住所を証する情報に代えて出生の年月日等が提供されたとき(規則第158条の21)は、ローマ字氏名を証する情報を提供する必要はないという理解でよいか。(ローマ字通達第2部第2の3関係)

ローマ字氏名を確認できる 場合には、御理解のとおり。

5 その他

問1-41 ローマ字併記の記載に誤りを発見した場合には、どのようにすべきか。(ローマ字通達第2部第7関係)

申出人の申出誤りの場合には、申出人から再度ローマ字併記の申出をして更正することとなる。(問1-26参照)

なお、過誤又は遺漏が登記 官の過誤によるものであると きは、登記事項に過誤があっ た場合(不登法第67条)に 準じた取扱いをするものとす ることが相当である。

問1-42 ローマ字併記に係る申出は、登録免許税は要しないということでよいか。

第2 旧氏併記関係

1 通則

問2-1 併記できるのは一の旧氏に限られ、複数の旧氏を併 記することはできないということでよいか。(旧氏通 達第2部第1の1関係) 御理解のとおり。

問2-2 旧氏の併記が認められるのは、現在の所有権の登記名義 人の氏名のみであり、表題部所有者、仮登記の登記名義人、 抵当権の登記の債務者や所有権の登記名義人であった者は 対象とはならないということでよいか。(旧氏通達第2部 第1の2関係) 御理解のとおり。

問2-3 日本国籍を有しない者は、戸籍又は除かれた戸籍に 記載又は記録がされないため、旧氏併記の対象とはな らないということでよいか。(旧氏通達第2部第1の2 関係) 御理解のとおり。

2 登記申請に伴う旧氏併記の申出

(1) 申出することができる場合等

問2-4 登記名義人の氏の変更の登記申請において、その申請情報とされた氏名に旧氏が併記されていない場合であっても、特段の対応は要しないということでよいか。 (旧氏通達第2部第2の1関係) 御理解のとおり、旧氏併記は本人の任意の申出に基づくものであり、特段の対応は要しない。

問2-5 登記申請に伴う旧氏併記の申出については、登記申請と 独立して申出書が提出されるものではないため、申出に係 る特別の受付は行わないということでよいか。(旧氏通達 第2部第2の2関係) 御理解のとおり。

問2-6 委任による代理人によって登記申請に伴う旧氏併記の申 出をする場合の当該代理人の権限を証する情報について は、委任状において登記申請に係る委任がされていれば足 り、申出に係る独立した委任がされている必要はないとい う認識でよいか。(旧氏通達第2部第2の2関係) 御理解のとおり。

2 登記申請に伴う旧氏併記の申出

(2) 併記を申し出ることのできる旧氏

問2-7 登記申請に伴う旧氏併記が認められる氏の範囲について 教えてほしい。(旧氏通達第2部第2の3関係)

登記申請に伴う旧氏併記が認められる氏の範囲は次のと

- 1 初めて旧氏の併記をする場合(規則第158 条の34第1項)の例
 - ●氏名の経緯:①「民事 太郎」→②「登記 太郎」→③(現在)「法務 太郎」の場合
 - (1) 登記記録に新たに記録する氏名が③「法務 太郎」である場合には、併記する旧氏は① ②いずれでも良い「法務 太郎(民事 太郎)」 「法務 太郎(登記 太郎))」。
 - (2) 「法務」が旧氏であったとしても、「法務 太郎(法務 太郎)」のように登記記録上の氏 と同一の旧氏を併記する申出は認められない。
- 2 旧氏が併記されている所有権の登記名義人の 氏の変更の登記又は更正の登記と併せて旧氏の 併記をする場合(規則第158条の34第2項)
 - ●氏名の経緯:①「司法 太郎」→②「民事 太郎」→③「登記 太郎」→④(現在)「法務 太郎」の場合
 - (1) 変更前の登記記録上の氏名の表示が「登記 太郎(民事 太郎)」である場合には、③「登 記 太郎」を④「法務 太郎」に氏を変更す る登記と併せて、「法務 太郎(民事 太郎)」 又は「法務 太郎(登記 太郎)」とする併記 の申出をすることができる。
 - (2) 既に併記されている旧氏「民事」よりも前の旧氏を併記する「法務 太郎(司法 太郎)」とする申出や、登記記録上の氏名と同一の旧氏を併記する「法務 太郎(法務 太郎)」とする申出は認められない。

おりである(事例は左表のと おり)。

1 初めて旧氏の併記をす る場合(規則第158条 の34第1項)

旧氏が登記すべき氏と 同一でなければ、直近の 旧氏であるかどうかを問 わない。

2 旧氏が併記されている 所有権の登記名義人の氏 の変更の登記又は更正の 登記と併せて旧氏の併記 をする場合(規則第15 8条の34第2項)

既に併記されている旧氏と同一の旧氏又は当該旧氏より後に称していた旧氏でなければならない。

2 登記申請に伴う旧氏併記の申出

(3) 旧氏を証する情報

問2-8 所有権の移転の登記その他の新たに所有権の登記名義人となる者がある登記の申請に際して登記申請に伴う旧氏併記の申出をする場合における所有権の登記名義人となる者の旧氏を証する情報とはどのようなものが想定されているのか。(旧氏通達第2部第2の4(1)ア関係)

所有権の登記名義人となる者の旧氏を証する情報の範 囲の例

●氏名の経緯:①「民事 太郎」→②「登記 太郎」 →③ (現在)「法務 太郎」の場合

登記記録に新たに記録する氏名が③「法務 太郎」であり、併記する旧氏が①「民事 太郎」の場合には、「法務 太郎」が記載された戸籍謄本等であって、登記申請の添付情報である住所を証する情報(住民票の写し等)に記載された申出人の名及び生年月日

旧氏を証する情報となる 戸籍謄本等は、当該戸籍謄本等に記載された者と申出 人との同一性が確認できる ものである必要がある。

具体的には、住所証明情報に記載された申出人の情報(名、生年月日等)と戸籍謄本等に記載された情報(名、生年月日等)とを対照して両者の同一性が確認できるものである必要がある。

この同一性が確認できる

等と「民事 太郎」の戸籍謄本等に記載された名及 び生年月日等を対照して申出人に係るものであるこ とが確認できるものが旧氏を証する情報に該当する。 この場合には、③「法務 太郎」が記載された戸 籍謄本等から①「民事 太郎」が記載された戸籍謄 本等までの全ての戸籍謄本等を提出する必要はない。 なお、住所を証する情報に申出に係る旧氏が併記 されているとき(①「民事 太郎」)は、これをもっ て旧氏を証する情報を兼ねることができるため、別 途の戸籍謄本等の添付は不要である。

このことは、申出に係る旧氏が②「登記 太郎」 である場合も同様である。

間2-9 所有権の登記名義人の氏についての変更登記に際し て登記申請に伴う旧氏併記の申出をする場合における所 有権の登記名義人の旧氏を証する情報とはどのようなも のが想定されているのか。(旧氏通達第2部第2の4(1)イ 関係)

> 所有権の登記名義人となる者の旧氏を証する情報の範 囲の例

- ●氏名の経緯:①「民事 太郎」→②「登記 太郎」 →③ (現在)「法務 太郎」の場合
- (1) 現在の登記記録上の氏名が②「登記 太郎」で あり、これを③「法務 太郎」に変更する氏の変 更の登記の申請に伴い従前の②「登記 太郎」を 併記することを求める旧氏併記の申出について は、②「登記 太郎」が申出人の過去の氏名であ ることが不動産の登記記録上から明らかであるこ とから、旧氏を証する情報の添付を省略すること ができる。
- (2) 現在の登記記録上の氏名が②「登記 太郎」で あり、これを③「法務 太郎」に変更する氏の変 更の登記の申請に伴い①「民事 太郎」を併記す ることを求める旧氏併記の申出については、まず、 ①「民事 太郎」が所有権の登記名義人の過去の 氏名として登記記録に記録されていた場合には、 旧氏を証する情報の添付を省略することができ

なお、①「民事 太郎」が所有権の登記名義人 の過去の氏名として登記記録に記録されていない 場合には、「民事 太郎」が記載された戸籍謄本 等であって、登記名義人の氏名変更の登記申請の 登記原因証明情報である戸籍謄本等(登記太郎か ら法務太郎への氏変更に係るもの) に記載された 申出人の名及び生年月日等と「民事 太郎」の戸 籍謄本等に記載された名及び生年月日等を対照し て申出人に係るものであることが確認できるもの が旧氏を証する情報に該当する。

間2-10 所有権の登記名義人の氏についての変更登記の申請 に際して登記申請に伴う旧氏併記の申出をする場合にお いて、旧氏を証する情報の添付を省略できる場合として定 | ●登記記録に記録されてい

限り、当該戸籍謄本等の他 に、現在の氏の記載又は記 録がされた戸籍又は除かれ た戸籍に至る全ての戸籍謄 本等を提出する必要はな V)

なお、具体例は左記のと おり。

旧氏を証する情報となる 戸籍謄本等は、当該戸籍謄 本等に記載された者と申出 人との同一性が確認できる ものである必要がある。

具体的には、登記原因証 明情報に記載された申出人 の情報(名、生年月日等) と旧氏を証する情報として 提供された戸籍謄本等に記 載された情報(名、生年月 日等)とを対照して両者の 同一性が確認できるもので ある必要がある。

この同一性が確認できる 限り、当該戸籍謄本等の他 に、現在の氏の記載又は記 録がされた戸籍又は除かれ た戸籍に至る全ての戸籍謄 本等を提出する必要はな

ただし、申出人の旧氏で あることが登記記録上から 明らかである場合には、氏 を証する情報の添付を省略 することができる。

なお、具体例は左記のと おり。

具体的には、次の事案を 想定している

められている「(ア)申出に係る旧氏が申出に係る不動産 | る旧氏を併記する場合の例 の登記記録に記録され、又は記録されていた旧氏と同 一である場合」とは、具体的にどのような場合が想定さ れているのか。(旧氏通達第2部第2の4(1)イただし書き (ア)関係)

- ① 所有権の移転の登記に より登記名義人の氏名が 「登記 太郎」と記録さ れている不動産につい て、「法務 太郎」とす る登記名義人の氏の変更 の登記と併せて、登記記 録に記録されている旧氏 となる「登記」を併記し、 「法務 太郎(登記 太 郎)」とする場合
- ② 所有権の移転の登記に より登記名義人の氏名が 「登記 太郎(民事 太 郎)」と記録されている 不動産について、所有者 の氏名を「法務 太郎」 とする登記名義人の氏の 変更の登記と併せて、登 記記録に記録されている 旧氏となる「民事」を併 記し、「法務 太郎 (民 事 太郎)」とする場合 ●登記記録に記録されてい た旧氏を併記する場合の例 所有権の移転の登記によ り登記名義人の氏名が「民 事 太郎」と記録されてお り、その後、「登記 太郎」 に氏の変更の登記がされて いる不動産について、「法 務 太郎」とする登記名義 人の氏の変更の登記と併せ て、登記記録に記録されて いた旧氏である「民事」を 併記し、「法務 太郎 (民 事 太郎)」とする場合
- 間2-11 所有権の登記名義人の氏についての変更登記の申請 に際して登記申請に伴う旧氏併記の申出をする場合にお いて、旧氏を証する情報の添付を省略できる場合として定 められている「申出に係る旧氏が変更後の氏を証する 登記原因証明情報(市区町村長が作成したものに限 る。) に記録されている旧氏と同一である場合」とは、 | 更の登記に伴い「法務 太

所有権の移転の登記によ り登記名義人の氏名が「民 事 太郎」と記録されてお り、その後、「法務 太郎」 |とする登記名義人の氏名変 具体的にどのような場合が想定されているのか。(旧氏通 郎 (登記 太郎)」とする 達第2部第2の4(1)イただし書き(4)関係) 旧氏併記を申し出る場合に

郎(登記 太郎)」とする旧氏併記を申し出る場合において、当該登記名義人氏名変更登記に係る登記原因証明情報(市区町村長が作成したもの)に登記名義人の旧氏が「登記」であることが記録されている場合を想定している。

問2-12 いわゆる特例方式を用いて添付情報を記載した書面を提出する場合において、オンライン申請の受付の日から二日を経過しても登記申請に係る添付情報を記載した書面と旧氏を証する情報を記載した書面の双方が提出されない場合の取扱いはどうすべきか。(旧氏通達第2部第2の4(2)関係)

登記申請の例(「不動産登記令の一部改正等に伴う登記事務の取扱いについて」(平成20年1月11日付け法務省民二第57号民事局長通達)第1の3(4)の例)による取扱いをすることとなる。

もっとも、登記申請の添付 情報を記載した書面のみが提 出され、旧氏を証する情報を 記載した書面が提出されてい ない場合には、送付に遺漏が ないか申請人に確認すること が望ましい。

2 登記申請に伴う旧氏併記の申出(4) 却下等

問2-13 登記申請に伴う旧氏併記の申出に対する登記官の応答 (登記記録への記録又は申出の却下)に行政処分性はない という理解でよいか。(旧氏通達第2部第2の5関係) 御理解のとおり。

なお、登記申請に伴う旧 氏併記の申出に対する型官の応 は、申出に対する登記官の応 答の有無を明確化する趣旨の ものにすぎず、当該却下に対 して審査請求や取消訴訟の提 起をすることはできないもの と考えられる。そのため、別 記第42号の3様式と同様 に、不服申立てについての教 示は要しないものとしてい る。

問2-14 登記申請に伴う旧氏併記の申出に対する却下決定は、書面申請又は電子申請の別にかかわらず、書面を送付する方

法で行うとの理解でよいか。(旧氏通達第2部第2の5関係)

問2-15 登記申請に伴う旧氏併記の申出のみ却下事由があり、登 記申請に却下事由が存しないときは、旧氏を登記記録に記 録することなく登記をするとの理解でよいか。(旧氏通達 第2部第2の5関係) 御理解のとおり。

問2-16 登記申請に伴う旧氏併記の申出に却下事由があるため申出人が申出の取下げを希望する場合には、申請情報とされた旧氏を削除する訂正を行えば足り、別途規則第39条第1項に規定された方法に準じて申出の取下げをすることまでは要しないと考えるが、よいか。(旧氏通達第2部第2の5関係)

御理解のとおり。

問2-17 登記申請に伴う旧氏併記の申出のみに却下事由があるため申出人が申出を当該申出を取り下げた場合には、取下げのみに関する添付情報(登記申請における添付情報として援用されていないものに限る。)を還付するという理解でよいか。

いずれも御理解のとおり。

ただし、偽造された書面その他の不正な申出のために用いられた疑いがある場合は除かれるとの理解でよいか。(旧氏通達第2部第2の5関係)

問2-18 所有権の移転の登記と併せて旧氏併記の申出があった場合に、旧氏併記の申出に係る却下の決定書の名宛人は誰とすべきか。(旧氏通達第2部第2の5関係)

却下の決定書の名宛人は 旧氏併記を申し出た登記権 利者であり、登記義務者を 名宛人とする却下の決定書 を作成する必要はない。

2 登記申請に伴う旧氏併記の申出

- (5) 登記記録への記録方法等
- 問2-19 登記申請に伴う旧氏併記の申出に基づき登記記録に旧氏が記録されたことについて、個別の登記完了証を作成する必要はないとの認識でよいか。また、登記申請に係る登記完了証に修正等を行って旧氏併記が完了したことを補足することは要しないとの理解でよいか。(旧氏通達第2部第2の6関係)

いずれも御理解のとおり。

- 3 登記申請を伴わない旧氏併記の申出
 - (1) 申出ができる場合等
- 問2-20 登記申請を伴わない旧氏併記の申出をすることができる のは、現在の所有権の登記名義人に限られるとの理解で良

いか。(旧氏通達第2部第3の1関係)

問2-21 既に記録されている旧氏に誤りがある場合において、これを更正する趣旨で正しい旧氏の併記を申し出ることは、 規則第158条の35第1項ただし書には抵触しないことから、同項の規定に基づき許容されるとの理解でよいか。 (旧氏通達第2部第3の1関係) 御理解のとおり。

問2-22 他人の依頼を受けて、業として旧氏併記申出の手続を代理することができる者は、弁護士又は司法書士に限られるという認識でよいか。(旧氏通達第2部第2の3関係)

御理解のとおり。

3 登記申請を伴わない旧氏併記の申出

(2) 旧氏併記申出方法等

問2-23 旧氏併記の申出において、電子申出には電子署名及び電子証明書が、書面申出には押印が不要とされているが、司法書士が代理人として申出をする場合には、司法書士法施行規則第28条第1項又は第2項に基づき、電子申出においては司法書士の電子署名及び電子証明書が、書面申出においては職印の押印が必要となるとの理解でよいか。(旧氏通達第2部第3の4関係)

御理解のとおり。

問2-24 登記申請に伴う旧氏併記の申出ができない登記の申請と 登記申請を伴わない旧氏併記の申出とを1件の申出書(又 は申請書)で行うことは認められず、それぞれ別の申請書 と申出書の作成及び提供を要するとの理解でよいか。(旧 氏通達第2部第3の54関係) 御理解のとおり。

3 登記申請を伴わない旧氏併記の申出

(3) 旧氏併記申出添付情報

問2-25 委任による代理人によって登記申請を伴わない旧氏併記 の申出をする場合における委任状には、申出に係る具体的 な委任がされている必要があり、単に登記申請に係る委任 がされているだけでは足りないものと考えるが、その理解 でよいか。(旧氏通達第2部第3の6関係) 御理解のとおり。

問2-26 登記申請を伴わない旧氏併記の申出に係る旧氏を証する情報のうち「② 前記①の戸籍謄本等に記載された旧氏が申出人に係るものであることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報」については、具体的にどのようなものを想定しているのか。(旧氏通達第2部第3の7関係(1))

当該書面は、戸籍謄本等に記載された旧氏が申出人に係るものであるかを確認するためのつながり証明等を求めるものである。

具体的には、「申出に係る旧氏が記載された戸籍謄

問2-27 登記申請を伴わない旧氏併記の申出に係る旧氏を証する情報のうち「③ 申出人の住所と所有権の登記名義人の住所が異なる場合にあっては、申出人と所有権の登記名義人が同一であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報」については、具体的にどのようなものを想定しているのか。(旧氏通達第2部第3の7関係(1))

問2-28 登記申請を伴わない旧氏併記の申出において、「申出に係る旧氏が申出に係る不動産の登記記録に記録されていた旧氏と同一である場合には、旧氏を証する情報の提供を省略することができる。」とされているが、これは、所有権の登記名義人の登記記録上の過去の氏名が「登記 太郎」であり、登記名義人の氏名変更の登記により現在の登記記録上の氏名が「法務 太郎」である場合に、「法務 太郎(登記 太郎)」とする旧氏併記の申出をする場合には、旧氏を証する情報の提供を省略することができるとの認識でよいか。(旧氏通達第2部第3の7関係(2))

問2-29 登記申請を伴わない旧氏併記の申出において、申出人の氏名と所有権の登記名義人の氏名が異なる場合には、旧氏併記の申出の前提として氏名変更の登記をしなければならないとされているが、つながり証明書を添付することにより氏名変更の登記を省略することは認められないということでよいか。(旧氏通達第2部第3の7関係(3))

本等」に記載されている名 及び生年月日等と同一の名 及び生年月日等が記載され た申出人に係る住民票の写 し、戸籍の附票の写し等を 想定している。

当該書面は、登記記録に 記録されている住所と申出 人の住所が相違している場 合に、そのつながりを証す る情報を求めるものであ る。

具体的には、同一人であることのつながりを証する 住民票の写し、戸籍の附票 の写し等を想定している。

御理解のとおり。

御理解のとおり。

氏名ではできればればいい。 とを認いはできればいる。 とを認いはできればいる。 とのが、 にのは、 にのは、 にのは、 にのは、 にのは、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののが、 ののののでででである。 とる名氏に ののが、 のののでででいる。 とる名のが、 のののででででいる。 とる名のが、 のののででででいる。 とる名のが、 のののででででいる。 にでいるが、 のののでででいる。 にでいるが、 にでいるが、 にでいるがでいる。 にでいるが、 にているが、 にて

ことはできない。この場合において、氏名変更の登記が氏の変更を伴うときは、登記申請に伴う旧氏併記の申出をすることで、旧氏を併記することができる。

- 3 登記申請を伴わない旧氏併記の申出
 - (4) 旧氏併記申出書等の送付方法
- 問2-30 旧氏併記申出書又は旧氏併記申出添付書面が普通郵便で送付されたり、これらを入れた封筒の表面に旧氏併記申出書又は旧氏併記申出添付書面が在中する旨の明記がなかったりしたとしても、登記の申請の場合と同様、そのことをもって却下したり補正を求めたりする必要はないとの理解でよいか。(旧氏通達第2部第3の12関係)

御理解のとおり。

- 3 登記申請を伴わない旧氏併記の申出
 - (5) 旧氏併記申出の取下
- 問2-31 旧氏併記の書面申出については、申出書への押印を要しないこととされているため、取下げに当たっては、運転免許証等の本人確認書面の提示を求めるなどして、取下書を提出した者が申出人本人であることを確認する必要があると考えるがどうか。また、取下書の提出は、郵送の方法によることもできるものと考えるが、この場合には本人確認書面の写しの添付を求めるのが相当と考えるがどうか。(旧氏通達第2部第3の19関係)

いずれも御理解のとおり。

- 3 登記申請を伴わない旧氏併記の申出
 - (6) 旧氏併記申出の完了通知
- 問2-32 旧氏併記の書面申出に係る完了通知については、申出人の便宜のために通知するに過ぎないものであることから、書面申出における通知事項を記載した書面については地紋紙を用ず、登記官の押印を要しないものと考えるがどうか。なお、電子申出における通知事項については、システム上の処理を考慮し、電子署名を付すこととして差し支えないと考えるがどうか。(旧氏通達第2部第3の21関係)

いずれも御理解のとおり。

- 4 旧氏併記の終了申出関係
 - (1) 申出ができる場合等
- 問2-33 既に旧氏が併記されている所有権の登記名義人について氏の変更の登記をする場合に、当該登記の申請情

報の内容となる変更後の氏名に旧氏を併記しなければ変更後の氏名に旧氏は併記されないため、登記申請に伴う旧氏併記の終了申出の手続は設けられていないとの認識でよいか。(旧氏通達第2部第4の1関係)

4 旧氏併記の終了申出関係

(2) 旧氏併記申出添付情報

問2-34 委任による代理人によって登記申請を伴わない旧氏 併記の終了申出をする場合における委任状には、申出に 係る具体的な委任がされている必要があり、単に登記 申請に係る委任がされているだけでは足りないと考え るがよいか。(旧氏通達第2部第4の3関係)

御理解のとおり。

問2-35 旧氏併記の終了申出をする場合に、申出人の住所と 登記名義人の住所が異なるときは、申出人が所有権の 登記名義人であることを証する情報(つながり情報) の提供があれば、その前提として住所変更登記をする ことは要しないと考えるがよいか。(旧氏通達第2部第 4の3関係) 御理解のとおり。

5 相続人申告登記への準用

問2-36 相続人申告登記の申出に併せて旧氏併記の申出をする場合に、住所を証する情報に代えて出生の年月日等が提供されたとき(規則第158条の21)は、旧氏を証する情報を提供する必要はないという理解でよいか。(旧氏通達第2部第5関係)

併記したい旧氏を確認でき る場合には、御理解のとおり。

6 その他

問2-37 併記された旧氏に誤りがある場合には、どのようにすべきか。(旧氏通達第2部第8関係)

申出人の申出誤りの場合に は、申出人から再度旧氏併記 の申出をして更正することと なる。(問2-21参照)

なお、過誤又は遺漏が登記 官の過誤によるものであると きは、登記事項に過誤があっ た場合(不登法第67条)に 準じた取扱いをするものとす ることが相当である。

問2-38 旧氏併記に係る申出は、登録免許税は要しないということでよいか。